

龍郷町公告第 4 号

公売公告兼見積価額公告

差押財産の公売を次により行うので、地方税法（昭和 25 年法律第 266 号。）の規定により、その例によるとされている国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 5 日

龍郷町長 竹田 泰典

公売財産の種類	不動産（土地）
公売財産の名称、数量 及び見積価額	別紙のとおり
公売方法	インターネット公売による期間入札
公売日時	入札日時 令和 8 年 5 月 11 日午後 1 時から 令和 8 年 5 月 18 日午後 1 時まで
	開札日時 令和 8 年 5 月 18 日午後 2 時
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社 K S I サイト内
売却決定日	令和 8 年 6 月 1 日午後 2 時
売却決定場所	龍郷町役場 町民税務課
買受代金納付期限	令和 8 年 6 月 8 日午後 2 時 30 分
買受人の資格	国税徴収法第 92 条及び同法第 108 条に抵触しない者

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札に参加する者は龍郷町インターネット公売ガイドラインに同意したものとみなします。 2 落札価額をもって売却決定金額とします。 3 公売による権利移転に伴う費用は買受人の負担になります。 4 公売の参加には紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上での参加申込手続と公売保証金の納付が必要となります。 5 龍郷町インターネット公売ガイドライン及び公売財産の詳細については龍郷町ホームページ及び紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上で閲覧できます。
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当課に申出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の様式は、当課に用意しております。</p> <p style="text-align: right;"> 閲覧場所及び問合せ先 鹿児島県大島郡龍郷町浦 110 番地 龍郷町役場 町民税務課 電話 0997-69-4513 (直通) </p>	